

19 非正規労働者と労働組合

- 非正規労働者も「労働者」であり、労組法が適用されます。
- 非正規労働者も、労働組合に加入し、あるいは労働組合を結成して、活動することができます。

非正規労働者にも労組法が適用

日本では、正規労働者が減少し、非正規労働者と呼ばれているパートタイム等の短時間労働者・契約社員等の有期雇用労働者・派遣労働者等が全労働者の中で約4割を占めています。

こうした非正規労働者は、正規労働者に比べて賃金・一時金・退職金や福利厚生などの労働条件に格差があったり、いつ解雇・雇止めされるかわからない、といった不安定な地位に置かれていたりするなど、さまざまな問題が指摘されています。しかし、非正規労働者であっても、「労働者」という点では正規労働者と何の違いもありません。労組法は第3条（労働者）で、「この法律で『労働者』とは職業の種類を問わず、賃金、給料その他これに準ずる収入によって生活をする者をいう」と規定しています。ですから非正規労働者も、労働組合を結成したり、労働組合に加入して団結し、会社と交渉を行い、回答に不満な場合にはストライキを行ったりする権利があります。

最近では、組合員の範囲を社内の正規社員から、社内の全社員（非正規を含む）に拡大したり、社内で正規社員だけの労働組合とは別に非正規社員だけで労働組合を結成したりする例もあります。また、以前から企業の枠を超えて正規・非正規を問わず労働者を組織する合同労組（ユニオン）などに加入するケースもあります。